

新たな総合計画等の策定等に関する基本方針について

現在、「新基本構想」の策定に向け、杉並区基本構想審議会において審議が行われておりますが、策定後の新基本構想の実現に向けた取組を推進するため、令和4年度を始期とする新たな総合計画等（以下「新総合計画等」という。）の策定に向け、下記のとおり基本方針を定めましたので報告いたします。

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 新基本構想の実現に向けた具体的道筋となる計画

新基本構想に掲げられる将来像や目指すべきまちの姿の実現を図るための具体的な道筋となる計画であり、杉並区自治基本条例第14条第1項の「総合的な施策に関する計画等」として策定する。

(2) 社会経済環境の変化等に対応した計画

現基本構想の下で取り組んできた施策・事業等の基本的な方向性は継承しつつ、区を取り巻く社会経済環境の変化や、新たな行政需要に対応可能な計画とする必要があることから、現在審議中の杉並区基本構想審議会での審議状況等を踏まえ、今日的な課題に十分配慮し、新たな視点を取り入れた計画として策定する。

(3) 区政運営に関する総合的な計画

区政運営の全般にわたる総合的な計画として、総合計画、実行計画とともに、各分野における施策展開に当たっての基盤となる、区民等との協働の推進に関する基本方針、行財政改革の推進に関する基本方針、これに加えて、区のデジタル化推進に関する基本方針、及びそれらに基づく具体的な計画を策定することとする。

2 計画の構成

(1) 総合計画及び実行計画

①総合計画

新基本構想に掲げられる分野ごとの「目指すべきまちの姿」に向けた取組を具体化するための、長期的な視点に立った施策の方向性と、各施策の成果について客観的に検証・評価するための数値目標を掲げた計画として策定する。

②実行計画

総合計画の各施策に掲げる目標を達成するため、各施策を構成する事業のうち、特に計画的に実施する必要がある事業について、財政上の裏付けを有する計画として策定する。

(2) 区の施策展開の基盤となる計画

区の施策展開の基盤となる計画として以下の計画を合わせて策定する。

①協働、行財政改革及び区のデジタル化に関する計画

協働、行財政改革及び区のデジタル化の推進を図るため、総合計画においてこれらの推進に係るそれぞれの基本方針を定める。併せて、これらの基本方針を具体化するための取組として、協働、行財政改革及び区のデジタル化の推進に関する計画をそれぞれ策定する。

②区立施設再編整備計画

平成 29 年度に作成した施設白書 2018 において、今後 10 年程度において多くの区立施設が更新時期を迎えることが明らかになっていること等を踏まえ、区民ニーズの変化に対応した区立施設の再編整備や長寿命化を総合的かつ計画的に推進するため、学校をはじめとした全ての区立施設を対象とした計画として、行財政改革に関する基本方針の下に、「杉並区区立施設再編整備計画（第 2 期）」を策定する。

(3) 計画期間

①総合計画

9 年間（4 年度から 12 年度まで）

新基本構想の計画期間として想定されている、概ね 10 年程度を念頭に、9 年間を総合計画の計画期間とする。なお、3 か年ごとに、総合計画の改定を行うこととする。

②実行計画

3 年間

総合計画の期間である 9 年間を、3 つの期間に分けた 3 年間を実行計画の計画期間とし、それぞれ「前期実行計画」「中期実行計画」「後期実行計画」として策定する。

※なお、総合計画・実行計画については、基本的には 3 年ごとに見直しを行うが、計画策定後の社会経済環境や事情の変化等を機動的に反映させるため、毎年度、必要に応じて修正を行うこととする。

③協働、行財政改革及び区のデジタル化の推進に関する計画並びに杉並区区立施設再編整備計画の計画期間については、総合計画、実行計画に準じた取扱いとする。

(4) 計画期間終了後の取扱いについて

新基本構想の計画期間が、令和 4 年度からの概ね 10 年程度を想定して検討されていることを踏まえ、総合計画期間の 6 年目（中期実行計画の 3 年目）である令和 9 年度に、基本構想に掲げる将来像を目指す取組の進捗状況を見極めた上で、令和 13 年度以降の基本構想、総合計画、実行計画等の取扱いについて、検討を行うこととする。

(5) 将来人口推計

計画策定に当たり、新たに将来人口推計を行う。

3 その他

○新総合計画等の策定に合わせ、保健福祉計画、環境基本計画、教育ビジョン推進計画の 3 計画の改定を行うこととする。

○杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略については、新総合計画等に包含することとする。なお、杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略において示している人口ビジョンについては、新総合計画等における将来人口推計として示す。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 10 月	計画案決定、議会報告
11 月	区民等の意見提出手続き実施
令和 4 年 1 月	計画決定
2 月	議会報告
3 月	公表